

社会福祉法人西仁会 役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西仁会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定等に基づき、評議員、理事及び監事等の報酬及び費用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 役員等とは、評議員、理事及び監事その他理事長の委嘱を受け特定の事項の調査審議・処理等を行う者をいう。

(3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週4日以上勤務する者をいう。

(4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(役員及び評議員の出席報酬等)

第3条 役員及び評議員が評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員が同一の日に複数の会議等に出席したときは、そのうち、一つの会議等の出席分の報酬及び交通費を支払うものとする。

(役員の実務報酬)

第4条 理事長及び理事が、法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 監事が、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 第1項及び第2項の業務の日が、前条第1項の会議等と同一の日である場合においては、同条第1項に規定する報酬及び交通費は支払わない。

(常勤役員の実務報酬)

第5条 前2条の規定にかかわらず、常勤役員に対しては別表3により月額報酬及び交通費を支払うことができる。ただし、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当は支給しない。

2 前項の役員には、前2条に係る報酬及び交通費は支払わない。

(評議員選任・解任委員会委員の出席報酬)

第6条 評議員選定・解任委員会の会議に出席したときは、別表2により報酬と交通費を支給する。

(苦情解決第三者委員等の業務報酬)

第7条 苦情解決第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により報酬及び交通費を支給する。

2 理事長から委嘱を受けた者が、入所判定、入札の立会いその他の業務に従事したときは、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(兼務役員)

第8条 法人又は施設の職員を兼務し、職員給与を支給している役員は、この規程を適用しない。

(報酬の額の決定)

第9条 全理事(常勤役員は除く)の報酬総額は、各年度50万円以内とする。

2 全監事の報酬総額は、各年度20万円以内とする。

(報酬の支給方法)

第10条 役員等の報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 常勤役員の報酬及び交通費の支給日は、職員の例による。

4 前項以外の役員等の報酬及び交通費は、職務執行の当日、支払うものとする。

(費用)

第11条 役員等が法人の業務のため出張したときは、職員の旅費規程の例により費用を弁償する。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第12条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月16日から施行する。

2 社会福祉法人西仁会役員報酬及び費用弁償規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	報酬の額	交通費
会議等の出席 (報酬)	5, 0 0 0 円	2 km を超える場合は 職員の旅費規程に準じた 交通費の実費額

別表 2 (第 4 条・第 6 条・第 7 条関係)

区分	報酬の額	交通費
理事業務報酬	1 0, 0 0 0 円	2 km を超える場合は 職員の旅費規程に準じた 交通費の実費額
監事監査指導等報酬	1 0, 0 0 0 円	
評議員選定・解任委員会委員	5, 0 0 0 円	
苦情解決第三者委員	5, 0 0 0 円	
その他の委員	5, 0 0 0 円以内	

別表 3 (第 5 条関係)

区分	月額	交通費
理事長業務報酬	週 5 日勤務 3 5 0, 0 0 0 円	職員の給与規程に準じた通 勤手当相当額